

# 令和6年度 さいたま市立 放課後児童クラブ 入室のご案内

## ■申し込みについて

入室希望月	受付期間	受付場所	受付日時
4月	1次申込み 令和5年11月10日(金)～ 令和5年11月27日(月) ※受付時の不足書類は令和5年12月28日(木)までに各区支援課にご提出ください。 ※令和5年10月1日(日)から令和6年4月30日(火)までに転入・転居予定の方は、令和5年12月28日(木)まで申込みを受け付けます。(受付：支援課のみ)	各区支援課 児童福祉係	月～金曜日(※祝日は除く) 午前8:30～午後5:15 ※11月26日(日)のみ、 午前8:30～午後5:15に 受け付けます。
	2次申込み 令和5年11月28日(火)～ 令和6年2月9日(金)	第1希望の 放課後児童クラブ	月～金曜日(※祝日は除く) 午後1:30～午後7:00
	随時申込み 2次選考後、欠員が生じた日の翌週に選考を行いますので、早めにご提出ください。	各区支援課 児童福祉係	月～金曜日(※祝日は除く) 午前8:30～午後5:15
5月以降	随時申込み 入室希望日の1か月前から入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

※民設の放課後児童クラブへの申し込みについては、各クラブに直接お問い合わせください。

※放課後児童クラブでの受付は、1次申込みのみとなります。2次・随時の申込みや不足書類の受付は行っていません。

※支所・市民の窓口では申込みの受付を行っていません。

※申込みは郵送による提出でも受け付けます。郵送される場合は、5ページをご確認ください。

※さいたま市に転入予定の方、さいたま市内で転居予定の方は6ページをご覧ください。

※申込書は、入室を希望する期間の最終日まで有効です。

入室希望日に入室できなかった場合であっても、新たに申込書を提出する必要はありません。

※第1希望の放課後児童クラブは、原則として通学区のクラブになります。

転居や就学指定校の変更等で通学区以外のクラブを希望する場合は、各区支援課にお問い合わせください。

## ■選考について

選考区分	選考の対象者	選考結果に関するお問い合わせ ※選考結果は郵送により通知しますが、以下のとおりお問い合わせを受け付けます。
1次選考	1次申込みをした方	令和6年2月5日(月)から受付予定
2次選考 ※1次選考後に欠員が生じた場合に実施	・1次選考で入室できなかった方 ・2次申込みをした方	令和6年2月26日(月)から受付予定
随時選考 ※2次選考後に欠員が生じた場合に実施	・2次選考で入室できなかった方 ・随時申込みをした方	申込み時にお尋ねください。

※選考の詳細については、3ページをご覧ください。

## ■電子データについて

「入室のご案内」や申込書等の電子データについては、さいたま市ホームページでダウンロードができます。

「令和6年度放課後児童クラブへの入室について」URL

<https://www.city.saitama.jp/003/001/013/p098190.html>



# 目次

	ページ
放課後児童クラブとは	1
開室時間と閉室日	1
入室の対象となる児童	1
入室できる期間	2
選考	2
選考から入室までの流れ	3
指導料	4
指導料の納付	4
おやつ代	4
郵送受付	5
よくある質問と回答	5
さいたま市に転入予定の方	6
さいたま市内で転居予定の方	6
入室申込みに必要な書類	7
書類の提出期限	8
申込内容に変更が生じた場合	8
申込書等の記入例と注意事項	9～12
公設放課後児童クラブ一覧	13～14
民設放課後児童クラブ一覧	15～17

## ○ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが常態（※）となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※常態とは、午後2時30分以降に保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

ただし、次の場合は特例で常態を満たしているものとみなします。

- ・学校長期休業期間（春・夏・冬休み）中は、週（月～土）のうち3日以上、開室時間のうち3時間以上、就労等で児童の面倒をみることができなければ、1か月未満であっても入室可能です。
- ・保護者の入院等、緊急の場合については、1か月未満であっても入室可能です。

## ○ 開室時間と閉室日

開室時間	小学校の授業のある日	放 課 後 ～ 午後7時
	小学校の授業のない日（土曜日、学校長期休業期間等）	午前8時 ～ 午後7時
閉 室 日	日曜日、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）及び市長が特に認める日	

## ○ 入室の対象となる児童

入室対象となるのは、原則として以下の①～③の全てを満たす児童です。

- ① 市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
- ② 放課後児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
- ③ 保護者が2ページの表のいずれかの事由により、午後2時30分以降に児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要があること

※週3日以上の利用のない状態が2か月以上続いた場合は、事情を聴取し、状況によっては退室となります。

※原則として育児休業取得期間中は入室の対象となりません。

ただし、4月の入室に限り4月30日までに育児休業から復帰することを条件に、4月からの入室ができます。育児休業取得期間中の勤務証明書と育児休業に関する申立書が必要になりますので、詳しくは各区支援課にお問い合わせください。また、入室が決定した場合は、育児休業から復帰した後に発行された勤務証明書と申込内容変更届の提出が必要です。

## ○ 入室できる期間

No.	入室事由		入室期間
1	就労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、「入室の対象となる児童（1ページ参照）」の③を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求職活動	求職活動をしていること	入室した日から2か月。 ただし、この間に「入室の対象となる児童（1ページ参照）」の③を満たした就労を開始し、勤務証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、「入室の対象となる児童（1ページ参照）」の③を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病気	疾病又は負傷している状態にあること	左記の事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害の復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

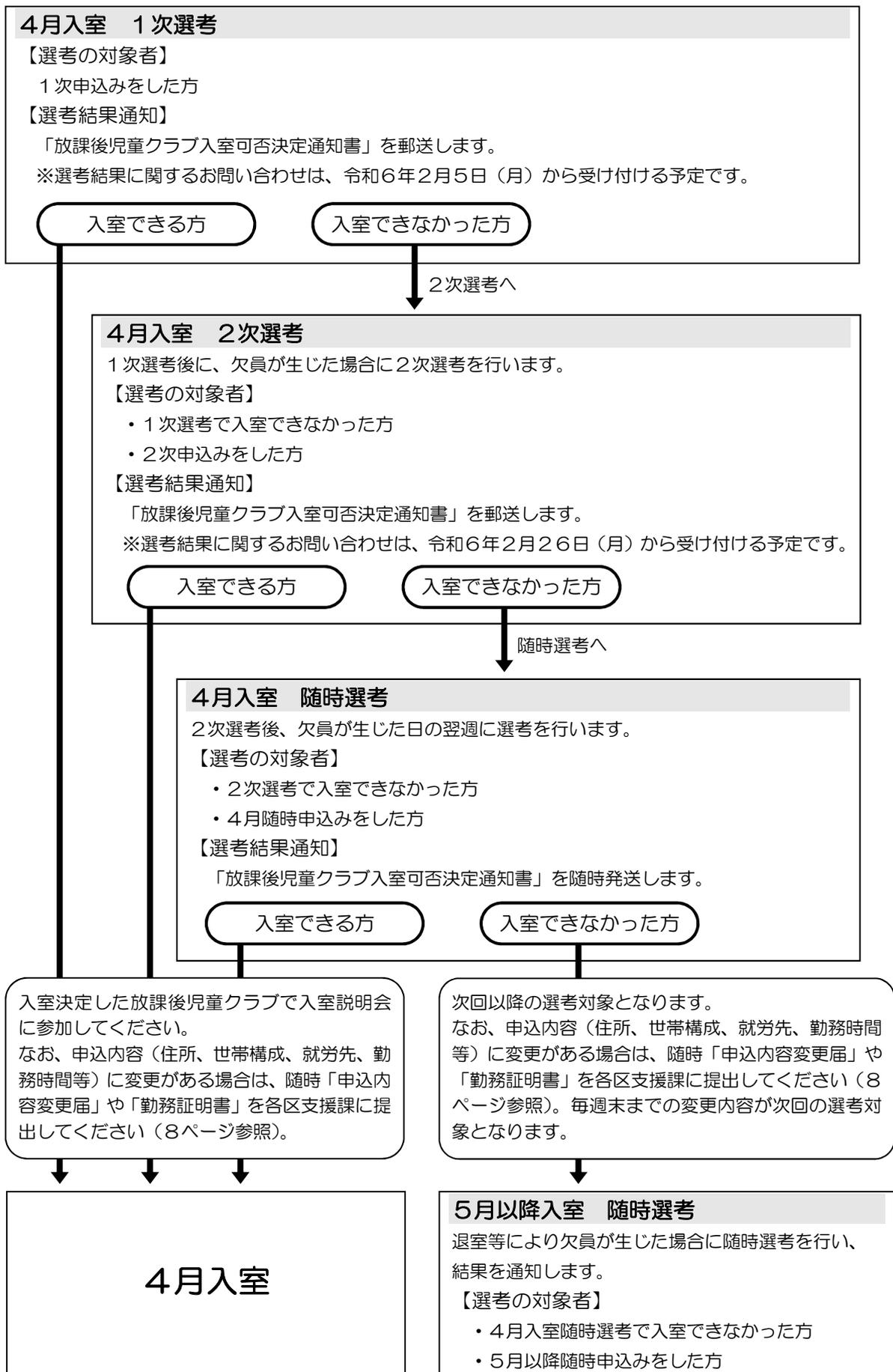
※令和7年度も入室を希望する場合には、新たに申込みが必要となります。

※入室申込みに必要な書類については、7ページをご確認ください。

## ○ 選考

- 入室希望者数が各放課後児童クラブの定員（年度途中においては空き人数）を超えた場合は、申込順や抽選ではなく、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化して選考を行い、その指数が高い方から入室となります。そのため、選考の結果、入室できないこともあります。
- 保護者の「入室を必要とする理由を証明する書類（7ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、入室対象となりません。
- 保護者以外の18歳以上の同居（住民票上別世帯の方、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）者分の「入室を必要とする理由を証明する書類（7ページ2①～⑥記載の書類）」が提出されない場合は、指数が下がります。
- 申込内容について、電話等により確認する場合があります。
- 児童の発達状況などをより詳しく理解するため、実際にクラブでの生活を体験していただく場合があります。対象となる方には、各区支援課からご連絡します。

## ○ 選考から入室までの流れ



※入室できなかった方への通知は初回のみとなり、それ以降は入室が決定した場合に再度通知します。

## ○ 指導料

指導料は、保護者及び同居祖父母（以下「世帯」という。）の令和5年分の所得税課税状況、令和5年度（令和4年分）の市町村民税課税状況等により決定します。下表でご確認ください。

階層区分		指導料（月額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯、及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除く令和5年分の所得税非課税世帯	令和5年度（令和4年分）の市町村民税非課税世帯	0円
C		令和5年度（令和4年分）の市町村民税課税世帯	2,000円
D	A階層を除く令和5年分の所得税課税世帯	8,000円	

※各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社、④その他市の条例で定める団体に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除を控除する前の税額を、所得税とは、住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、寄附金控除（①国又は地方公共団体、②共同募金会、③日本赤十字社に対する寄附金）、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別控除をそれぞれ控除する前の税額をいいます。

※年度の途中において、所得税の確定申告、修正申告等による更正があり、その写しを提出した場合には、指導料が変更となる場合があります。

※課税状況については、税制改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分があったものとして取り扱います。

※指導料を決定するための資料（7ページ記載の源泉徴収票や所得税確定申告書控えの写し）が、8ページの提出期限を過ぎても未提出の場合、指導料はD階層（月額8,000円）で決定します。

※月の途中で入退室をした場合は、日割計算となります。

## ○ 指導料の納付

・指導料の納付期限（口座振替日）は各月末です。

※当月分の指導料を当月末に納付していただきます。

※月末が土曜日、日曜日、祝・休日等の場合は、金融機関等の翌営業日が納付期限（口座振替日）となります。

・原則として口座振替をお願いしています。

※前年度以前に入室していた場合、原則としてその時の口座から指導料を振り替えます。

口座を変更する場合は手続きが必要です。各区支援課にお問い合わせください。

※インターネットでも口座振替の申込みができます。

🔍 **さいたま市 Web 口座振替受付サービス**

検索



## ○ おやつ代

おやつ代は、指導料とは別に、月額2,000円（実費）が保護者負担となります。

## ○ 郵送受付

郵送提出の際は、以下を必ずご確認ください。

### 【注意点】

- 表紙に記載の受付期間内必着とします。  
ただし、4月1次申込みに関り、受付期間内の消印有効とします。
- 書類到着後、1週間程度で受付確認票を送付します。  
受付確認票が届かない場合には、各区支援課に到着確認のお問い合わせをお願いします。
- 郵便事故等による書類の未着等については責任を負いかねます。  
簡易書留やレターパック等、記録が残る方法での提出をお勧めします。
- 日程に余裕をもってご郵送ください。

### 【送付先】

第1希望の放課後児童クラブを管轄している区の支援課児童福祉係  
※各区役所の所在地等については、本案内の裏表紙をご確認ください。

## ○ よくある質問と回答

※民設放課後児童クラブについては、各クラブに直接お問い合わせください。

No.	質問	回答
1	定員は学年ごとに決まっていますか？ 1年生は必ず入室できますか？	定員は、学年ごとではなく、全学年で決めています。 定員を超える申込みがあった場合、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数等）や世帯状況等を指数化して選考を行い、その指数が高い方から入室となるため、1年生でも入室できない場合があります。
2	一度入室すれば、6年生まで在室することはできますか？	できません。入室期間は最長で年度末（3月31日）までです。 4月以降も入室を希望する場合には、新たに申込みが必要です。
3	長期休業（春・夏・冬休み）期間中だけ、入室することはできますか？	長期休業期間中に限定した枠はないため、希望の時期に入室できるかどうかは、空き状況によります。 随時申込みとして、入室希望日の1か月前から入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日までに申し込んでください。
4	通う小学校の学区内には、公設放課後児童クラブがありません。申込みができる放課後児童クラブはありますか？	民設放課後児童クラブ、又は、児童が1人で登室可能な範囲の公設放課後児童クラブに申し込むことができます。
5	兄弟姉妹が同時に申し込む場合の注意点はありますか？	入室申込書は、入室希望児童1人につき1枚必要となります。 入室申込書の「兄弟姉妹同時申込時の希望」欄を必ず記入してください。 なお、選択肢のうち「全員入室できるまで入室しない」を希望した場合、兄弟が入室できないと、弟妹も入室できません。 各証明書類は、原本を1部のみ用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。
6	入室を必要とする理由の証明書類（勤務証明書など）を期限までに提出できないと、どうなりますか？	8ページに記載した期限までに証明書類の提出がない場合、指数を0点として選考します。 また、選考で入室が決定しても、所定の期限までに証明書類の提出がない場合は、入室できません。
7	指導料を決定するための資料（源泉徴収票の写し等）を期限までに提出できないと、どうなりますか？	8ページに記載した期限までに資料の提出がない場合、指導料は最高額のD階層（月額8,000円）で決定します。資料が提出され次第、指導料を改めて計算し、変更となる場合には通知します。 なお、資料の提出の有無は、選考に影響はありません。
8	児童が入院するので、クラブに通えない時期があります。退院後に登室するまで、在籍扱いとすることはできますか？	2か月間以上利用しない場合は退室となりますが、入院等、特段の事情がある場合は、クラブを管轄している区の支援課にご相談ください。 なお、登室していなくても、在籍中は指導料がかかります。
9	待機人数や待機順位はわかりますか？	クラブを管轄している区の支援課にお問い合わせください。
10	入室できない旨の通知が届きましたが、再度申し込む必要はありますか？	入室できなかった方は、年度末まで選考の対象となるため、再度申し込む必要はありません。入室が決定した場合には、再度通知します。 入室の意思がなくなった場合には、取下書を提出してください。

## ○ さいたま市に転入予定の方

さいたま市外にお住まいの方が、さいたま市の公設放課後児童クラブの利用を希望する場合の申込方法は次のとおりです。不明な点や書類が提出できない場合は、各区支援課にお問い合わせください。

### 【受付場所】

第1希望の放課後児童クラブを管轄している区の支援課児童福祉係

※郵送による提出でも受け付けます。

### 【申込みに必要な書類】

① 7ページ記載の書類

② ①に加えて

ア さいたま市内に新たに住居を用意する場合

a 転入に関する誓約書

b さいたま市に転入することが確認できる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書等）の写し

イ すでにさいたま市内にお住まいの方（祖父母等）と同居する場合

c 同居申立書兼転入誓約書

d 同居予定の方に関する7ページ記載の書類

※書類の提出期限については、8ページをご確認ください。

※アの「b さいたま市に転入することが確認できる書類の写し」については、4月入室の1次申込みの場合は、令和6年2月9日（金）が提出期限です。

※入室希望日はさいたま市への転入日の翌日以降の日付で記入してください。

## ○ さいたま市内で転居予定の方

さいたま市内にお住まいで、市内転居の予定がある方が、公設放課後児童クラブの利用を希望する場合の申込方法は次のとおりです。不明な点や書類が提出できない場合は、各区支援課にお問い合わせください。

### 【受付場所】

第1希望の放課後児童クラブを管轄している区の支援課児童福祉係

※郵送による提出でも受け付けます。

### 【申込みに必要な書類】

① 7ページ記載の書類

② ①に加えて

ア さいたま市内で新たに住居を用意する場合

a 市内転居に関する誓約書

b さいたま市内で転居することが確認できる書類（不動産売買契約書、賃貸借契約書等）の写し

イ すでにさいたま市内にお住まいの方（祖父母等）と同居する場合

c 同居申立書兼市内転居誓約書

d 同居予定の方に関する7ページ記載の書類

※書類の提出期限については、8ページをご確認ください。

※アの「b さいたま市内で転居することが確認できる書類の写し」については、4月入室の1次申込みの場合は、令和6年2月9日（金）が提出期限です。

※入室希望日はさいたま市内での転居日の翌日以降の日付で記入してください。

※転居日以前に入室希望の場合は、各区支援課にご相談ください。

## ○ 入室申込みに必要な書類

<input type="checkbox"/>	<b>1 入室申込書（家族状況調書・児童の記録）</b> ※入室希望児童1人につき1枚必要となります。 申込者は生計中心者をご記入ください。		
<b>2 入室を必要とする次のいずれかの理由を証明する書類</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>① 就労</b>	勤務証明書 ※さいたま市所定の様式を使用してください。 ※変則勤務で週当たりの勤務時間・勤務日数が異なるため、勤務時間欄に記入ができない場合、直近3か月程度のシフト表を添付してください。 ※採用予定又は入室基準を満たしていない勤務証明書を提出する場合は、誓約書もあわせて提出してください。入室後2か月以内に就労の基準を満たし、勤務証明書（勤務開始又は変更後に証明されたもの）を再提出する必要があります。 ※育児休業から復帰することを条件に4月入室の申込みをした場合は、4月30日までに勤務を開始し、育児休業から復帰した後の勤務証明書を提出する必要があります。 ※自営業の方は勤務状況が分かる書類（確定申告書の控えの写し、事業案内、収支内訳書の写し等）もあわせて提出してください。 ※さいたま市の保育施設利用申込用の「就労証明書」（さいたま市長宛）で代用することはできませんが、選考で必要となる内容が記載されていない場合は、放課後児童クラブ入室申込用の「勤務証明書」を改めて提出していただきます。	提出対象者 保護者及び18歳以上の同居（住民票上別世帯の方、二世帯住宅や同一敷地内別棟の親族等を含む。以下同じ。）者で、入室を必要とする理由がある方全員
<input type="checkbox"/>	<b>② 求職活動</b>	誓約書（提出対象は保護者のみです。同居者等は、誓約書の提出があっても、入室を必要とする証明にはなりません。）	
<input type="checkbox"/>	<b>③ 就学</b>	在学（入学）証明書又は合格通知書、及びカリキュラム表	
<input type="checkbox"/>	<b>④ 出産</b>	母子健康手帳の写し（出産予定日記載箇所）	
<input type="checkbox"/>	<b>⑤ 病気・障害</b>	医師の診断書（保育困難であることが明記されているもの）	
		療育手帳の(A)～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し	
<input type="checkbox"/>	<b>⑤ 看護・介護</b>	介護申立書及び看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ①療育手帳の(A)～C又は身体・精神障害者手帳の1級～3級の写し ②要介護認定を受けた介護保険証の写し（要支援を含む。） ③医師の診断書（保育困難又は看護・介護が必要であることが明記されているもの） ※同居親族の介護で②の提出があった場合、被介護者の入室を必要とする証明は省略可能です。	
<input type="checkbox"/>	<b>⑥ 災害</b>	り災証明書の写し	
<b>3 令和5年度（令和4年分）の市町村民税額が分かるもの</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>① 令和5年1月1日現在、さいたま市に居住していた方</b>	次のいずれかの書類 ・令和5年度市民税課税資料の閲覧の同意書 ・令和5年度市民税所得・課税（非課税）証明書（全部事項証明書） ※各区市税の窓口等で発行	提出対象者 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/>	<b>② 令和5年1月1日現在、さいたま市に居住していなかった方</b>	令和5年度市町村民税課税（非課税）証明書（市町村民税額・所得・控除内容が記載されているもの） ※令和5年1月1日現在居住していた市区町村で発行	
<b>4 その他</b>			
<input type="checkbox"/>	<b>① 生活保護受給中の方</b>	生活保護受給証明書 ※各区福祉課で発行	提出対象者 保護者及び同居の祖父母
<input type="checkbox"/>	<b>② 中国残留邦人等の支援給付を受給中の方</b>	支援給付受給証明書 ※各区福祉課で発行	
<input type="checkbox"/>	<b>③ 離婚・未婚・死亡による配偶者の不在</b>	戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し等	提出対象者 保護者
<input type="checkbox"/>	<b>④ 離婚・未婚・死亡以外の理由による配偶者の不在</b>	各区支援課にお問い合わせください。	
<b>5 令和5年分の所得税額が分かるもの</b> ※申込みの時期によって提出期限が異なります（8ページ参照）。			
<input type="checkbox"/>	<b>① 勤務先から源泉徴収票が発行される方や年金受給者の方で、確定申告する必要がない方</b>	令和5年分源泉徴収票の写し ※年末調整済のもの	提出対象者 保護者及び同居の祖父母 ※原則として二世帯住宅同居祖父母分も必要
<input type="checkbox"/>	<b>② 自営業者や複数の勤務先がある方、年金受給者などで、確定申告をする方</b>	令和5年分所得税確定申告書控えの写し	
<input type="checkbox"/>	<b>③ 源泉徴収票がなく、所得が低いなどの理由で所得税の確定申告ができない方</b>	令和6年度市県民税の申告が必要となります。各区支援課にご相談ください。	

※5の書類は、指導料を決定するための必要書類です。選考に影響はありません。

※上記以外の書類を請求させていただく場合があります。

※各証明書類は、提出期限から3か月以内に発行されたものの提出を原則とします。

ただし、4月入室1次及び2次申込みについては、令和5年10月1日以降に発行されたものを有効とします。

※兄弟姉妹2人以上の申込みの場合、各証明書類の原本を1部のみ用意し、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※申込書類等の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効になります。

※申込内容に変更があった場合は、速やかに「申込内容変更届」や「勤務証明書」を各区支援課に提出してください。

（8ページ参照）

## ○ 書類の提出期限

申込時期	提出期限（7ページの書類）		
	1～4	5① 源泉徴収票の写し	5②・③ 確定申告書控え等の写し
4月入室 1次申込み	令和5年11月27日（月） 【★】 ※以下の場合、令和5年12月28日（木）まで受け付けます。 ・不足書類、申込み後の変更 ・転入・転居予定	令和6年2月9日（金）	令和6年3月15日（金）
4月入室 2次申込み	令和6年2月9日（金）		
4月入室 随時申込み	2次選考後、欠員が生じた日の翌週に選考を行いますので、早めにご提出ください。 ※4月1日入室を希望する場合は、令和6年3月22日（金）までに提出してください。		
5月以降入室 随時申込み	入室希望日の1か月前から入室希望日の属する週の前々週の最終開庁日まで		

※提出期限までに各区支援課にご提出ください。

4月入室1次申込みの初回提出【★】に限り、第一希望の放課後児童クラブでも提出が可能です。

## ○ 申込内容に変更が生じた場合

申込み後又は入室後、以下の変更が生じた場合は、次の書類を必ず提出してください。

提出先は、原則として各区支援課になります。

※1次選考は令和5年12月28日（木）までに提出された書類により、2次選考は令和6年2月9日（金）までに提出された書類により、選考を行います。

	変更の内容	必要書類
1	希望する放課後児童クラブを変更・追加する場合	申込内容変更届
2	勤務先・勤務時間・勤務日等、勤務証明書の内容に変更があった場合	申込内容変更届 勤務証明書
3	求職中の方が、勤務を開始した場合又は仕事が内定した場合	申込内容変更届 勤務証明書
4	採用予定（内定）や育児休業取得中の方が、勤務を開始した場合	申込内容変更届 勤務証明書
5	仕事を辞めて求職活動をする場合	申込内容変更届 誓約書
6	住所の変更があった場合	申込内容変更届
7	世帯構成に変更があった場合 （婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡）	申込内容変更届 ほか ※変更内容により必要書類が異なる場合がありますので、各区支援課にお問い合わせください。
8	税額（所得税・市町村民税）に変更があった場合	変更になった内容が反映されている次のいずれかの書類 ①源泉徴収票の写し、②確定申告書控えの写し、 ③市町村民税課税（非課税）証明書
9	入室申込み後、入室の意思がなくなった場合	取下書 ※入室決定した方は、入室日以降の取下げはできません。
10	入室を必要とする理由に変更があった場合	申込内容変更届 変更理由に応じた書類（7ページ参照）
11	退室する場合	退室届 ※届出日より前の日付での退室はできません。 ※登室していなくても、退室日までの指導料がかかります。
12	その他	各区支援課にお問い合わせください。

※変更内容により必要書類が異なる場合があります。詳しくは各区支援課にお問い合わせください。

## 公設放課後児童クラブ一覽

【市外局番048】

区	名 称	小学校区	所 在 地	電話番号	定 員
西 区	宮前放課後児童クラブ	宮前	西区宮前町443	622-0844	50
	佐知川放課後児童クラブ	大宮西	西区佐知川299-16	623-6927	50
	植水放課後児童クラブ	植水	西区大字中野林174-1	625-1908	30
	植水第二放課後児童クラブ		西区大字中野林225-3	625-6027	30
	馬宮放課後児童クラブ	馬宮東	西区大字西遊馬533-1	625-8826	30
北 区	宮原放課後児童クラブ	宮原	北区宮原町4-66-13	667-3808	30
	本郷放課後児童クラブ	泰平	北区本郷町1065-3	664-7551	30
	大砂土放課後児童クラブ	大砂土	北区本郷町17-7	653-2793	50
	植竹放課後児童クラブ	植竹	北区盆栽町430	652-3247	30
大 宮 区	三橋放課後児童クラブ	三橋	大宮区三橋2-59	644-2978	40
	天沼放課後児童クラブ	大宮	大宮区天沼町1-194	645-7988	30
見 沼 区	七里放課後児童クラブ	七里	見沼区大字東宮下392	687-9335	50
	海老沼放課後児童クラブ	海老沼	見沼区大字東新井710-78	687-4525	30
	春野放課後児童クラブ	春野	見沼区春野1-7-1	686-6690	40
	東大宮放課後児童クラブ	島	見沼区東大宮7-5-18	687-4099	50
	東宮下放課後児童クラブ	東宮下	見沼区東宮下215-1	687-8351	35
中 央 区	与野八幡放課後児童クラブ	与野八幡	中央区本町東5-23-14	854-5700	82
	大戸放課後児童クラブ	大戸	中央区新中里1-6-28	831-4320	50
	与野本町放課後児童クラブ	与野本町	中央区本町東3-5-23	854-9332	50
	与野西北放課後児童クラブ	与野西北	中央区円阿弥4-3-7	857-5889	50
	下落合放課後児童クラブ	下落合	中央区上落合1-7-33	858-0947	50
	上落合放課後児童クラブ	上落合	中央区上落合4-14-24	858-0938	50
	与野南放課後児童クラブ	与野南	中央区大戸6-2-19	831-9536	30
桜 区	西浦和放課後児童クラブ	西浦和	桜区田島2-16-7	863-3160	65
	大久保東放課後児童クラブ	大久保東	桜区大字大久保領家331	855-0299	50
	土合放課後児童クラブ	土合	桜区南元宿1-11-1	861-8255	50
	栄和放課後児童クラブ	栄和	桜区栄和1-7-1	852-2440	50
	田島放課後児童クラブ	田島	桜区田島10-7-14	866-8930	50
	新開放課後児童クラブ	新開	桜区新開2-18-1	838-2523	50
	神田放課後児童クラブ	神田	桜区大字神田541-1	857-1118	50
	中島放課後児童クラブ	中島	桜区中島1-28-1	857-5125	50
大久保放課後児童クラブ	大久保	桜区五関21	855-9929	50	
浦 和 区	常盤放課後児童クラブ	常盤	浦和区常盤9-30-9	833-8582	50
	上木崎放課後児童クラブ	上木崎	浦和区上木崎3-11-33	824-5778	50
	仲町放課後児童クラブ	仲町	浦和区仲町4-7-6	866-4077	50
	北浦和放課後児童クラブ	北浦和	浦和区北浦和2-18-3	831-6860	50
	木崎放課後児童クラブ	木崎	浦和区領家4-20-1	831-6410	50
	本太放課後児童クラブ	本太	浦和区本太4-3-39	886-2643	50
	針ヶ谷放課後児童クラブ	針ヶ谷	浦和区領家7-2-19	822-6237	50
	大東放課後児童クラブ	大東	浦和区大東3-14-1	881-6911	50
高砂放課後児童クラブ	高砂	浦和区岸町4-1-29	831-0900	50	

区	名称	小学校区	所在地	電話番号	定員
南区	谷田放課後児童クラブ	谷田	南区太田窪5-10-6	885-9615	50
	大谷場放課後児童クラブ	大谷場	南区南浦和1-18-3	887-6788	50
	南浦和放課後児童クラブ	南浦和	南区南本町1-18-13	866-4788	50
	沼影放課後児童クラブ	沼影	南区曲本4-7-6	866-4377	50
	辻放課後児童クラブ	辻	南区辻6-3-28	862-3255	90
	善前放課後児童クラブ	善前	南区大字太田窪2500-1	882-0720	50
	文蔵放課後児童クラブ	文蔵	南区文蔵4-19-3	837-8378	50
	大谷口放課後児童クラブ	大谷口	南区大字大谷口993-16	881-2781	50
	浦和別所放課後児童クラブ	浦和別所	南区別所2-15-6	837-5951	50
	大谷場東放課後児童クラブ	大谷場東	南区大谷場2-13-54	883-1255	50
	浦和大里放課後児童クラブ	浦和大里	南区鹿手袋4-1-12	838-1441	50
緑区	三室放課後児童クラブ	三室	緑区松木1-4-11	873-7838	50
	中尾放課後児童クラブ	中尾	緑区大字中尾40-1	874-2422	50
	原山放課後児童クラブ	原山	緑区原山1-22-20	886-0199	50
	大牧放課後児童クラブ	大牧	緑区東浦和6-13-15	874-0769	50
	大門放課後児童クラブ	大門	緑区大字大門1361-13	878-4940	50
	道祖土放課後児童クラブ	道祖土	緑区道祖土1-1-1	885-2513	50
	野田放課後児童クラブ	野田	緑区上野田16	812-3651	35
岩槻区	城北放課後児童クラブ	城北	岩槻区岩槻6619	757-8903	70
	太田放課後児童クラブ	太田	岩槻区仲町1-17-3	756-4487	30
	西原放課後児童クラブ	西原	岩槻区西原4-97	758-8011	70
	城南放課後児童クラブ	城南	岩槻区南下新井1191-1	797-1898	30
	岩槻放課後児童クラブ	岩槻	岩槻区本町5-6-45	749-4174	30
	慈恩寺放課後児童クラブ	慈恩寺	岩槻区慈恩寺259	795-3555	30
	東岩槻放課後児童クラブ	東岩槻	岩槻区諏訪2-6-1	794-6151	40
	上里放課後児童クラブ	上里	岩槻区上里2-2	794-5757	40
	和土放課後児童クラブ	和土	岩槻区黒谷1353	797-2670	30
	徳力放課後児童クラブ	徳力	岩槻区徳力136-4	794-6106	30
	柏崎放課後児童クラブ	柏崎	岩槻区柏崎762	797-2705	30

※ 以下の4クラブについては、議会の議決を条件として、その小学校に通う児童で利用を希望するすべての児童を対象とし、学校施設を活用した「放課後の居場所事業」を新たに令和6年度から実施予定のため、今回の申込受付の対象外です。4クラブの令和6年度入室申込の受付は、運営事業者の決定後、運営事業者が行う予定です。詳細は、決まり次第、ホームページ等でお知らせします。

【今回の申込受付の対象外クラブ】

区	名称	小学校区	所在地
西区	栄放課後児童クラブ	栄	西区指扇610-3
中央区	鈴谷放課後児童クラブ	鈴谷	中央区鈴谷5-1-1
浦和区	岸町放課後児童クラブ	岸町	浦和区岸町5-20-4
岩槻区	新和放課後児童クラブ	新和	岩槻区尾ヶ崎1252

公設放課後児童クラブのほかに、民設の放課後児童クラブもあります。

◎民設放課後児童クラブの申込方法、料金等については、各民設放課後児童クラブ（15～17ページ参照）に直接お問い合わせください。本入室案内作成後、クラブの追加や移転等の可能性がありますので、最新の状況については、さいたま市ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008426.html>



さいたま市ホームページ  
放課後児童クラブ一覧

民設放課後児童クラブ一覧

(令和5年8月1日現在)

【市外局番048】

区	クラブ名称	所在地	電話番号	小学校区
西 区	指扇風の子	西区西大宮1-47-1 1F	623-1030	指扇
	指扇にしじ	西区西大宮1-49-9	625-1231	指扇
	指扇そらの子	西区西大宮1-47-1 2F	622-0133	指扇
	指扇北のひのび	西区中釘1691	623-8550	指扇北
	指扇北すすく	西区中釘1538-1	626-2979	指扇北
	指扇北きらきら	西区西大宮3-26-1 1F	788-1108	指扇北
	指扇北にこにこ	西区西大宮3-26-1 2F	788-1806	指扇北
	さくらそう わかば	西区西遊馬683-1	622-5451	馬宮東
	さくらそう ふたば	西区佐知川1809-2	871-8008	栄
	大宮西児童クラブ	西区佐知川11112	623-3831	大宮西
	キッズクラブおおみや西あおぞら	西区三橋6-382-1	788-4889	大宮西
	キッズクラブおおみや西つばさ	西区三橋6-382-1	788-4889	大宮西
	キッズクラブまみや西	西区飯田新田189-2 馬宮西小学校内	778-9577	馬宮西
	北 区	かたつむり児童クラブ宮前	北区日進町1-190-5	877-4057
かたつむり児童クラブ宮前II		北区日進町1-190-39 ヒューパレ大宮1F	637-0948	宮前
どんぐりクラブ日進北一		北区日進町3-203	667-1304	日進北
どんぐりクラブ日進北二		北区日進町3-231-1 クリアスタイル大宮101・102	871-8490	日進北
どんぐりクラブ日進北三		北区日進町3-757-2	783-4684	日進北
宮原小学児童保育の会はちのすクラブ		北区吉野町1-395-1	796-3912	宮原
宮原小学児童保育の会クローバークラブ		北区宮原町4-99-9 VIP宮原1F	776-9128	宮原
スマイルクラブ		北区宮原町4-83-13	090-5418-8073	宮原
日進小第一児童保育の会		北区日進町2-911 日進小学校内	652-8360	日進
日進小第二児童保育の会		北区日進町2-869 2号室	652-9779	日進
日進小第三児童保育の会		北区日進町2-869 3号室	782-5362	日進
日進小第四児童保育の会		北区日進町2-869 4号室	782-5314	日進
大砂土わんぱくキッズ		北区本郷町229-1 1F	652-2030	大砂土
大砂土にこにこキッズ		北区本郷町229-1 2F	778-8818	大砂土
大砂土山ねこ		北区本郷町113 シンエイビル 2F	663-8016	大砂土
げんきっす大砂土放課後児童クラブ		北区土呂町1-7-8 アイリスビル202	788-4592	大砂土
げんきっす大砂土第2放課後児童クラブ		北区土呂町1-7-8 アイリスビル201	699-0176	大砂土
キッズスペースさほう		北区別所町42-7	778-8786	大宮別所
キッズスペース奈良		北区奈良町120-6	778-7125	大宮別所
キッズスペース別所		北区別所町97-5	652-0577	大宮別所
キッズスペースうちゅう		北区別所町42-1 大宮別所小学校内	871-8330	大宮別所
泰平小学児童保育の会		北区今羽町628 泰平小学校内	666-3466	泰平
東大成・植竹小かぜのこクラブ		北区東大成町2-86-1 2F	668-6131	東大成
東大成・植竹小ゆめのこクラブ		北区宮原町1-12-5 2F	782-5242	東大成
東大成・植竹小ちのりこクラブ		北区植竹町1-593-2	782-8929	植竹
本郷小学児童保育所(第1)		北区本郷町1325-3	668-3441	泰平
本郷小学児童保育所(第2)		北区本郷町1329-3	668-3441	泰平
キッズスペースつばさ		北区日進町2-1915-1	668-1664	つばさ
キッズスペースみらい		北区日進町2-1624-1	782-6515	つばさ
キッズスペースたいよう		北区宮原町2-16-1 2F	780-2826	つばさ
キッズスペースぎんが		北区宮原町2-16-1 3F	666-3711	つばさ
キッズスペースこころ		北区宮原町3-53 メソネットまりえ1号室	729-8590	つばさ
げんきっすつばさ放課後児童クラブ		北区日進町2-544-1	729-8941	つばさ
げんきっすつばさ第2放課後児童クラブ		北区日進町2-822-2 福富ビル1F	657-8903	つばさ
大 宮 区	芝川小学児童保育所芝川ぼたるっこ	大宮区天沼町1-394	640-3677	芝川
	芝川小学児童保育所芝川みどりっこ	大宮区天沼町1-415-2	642-0922	芝川
	東小学児童保育の会	大宮区堀の内町3-79-1	644-9400	大宮東
	東小第二児童保育の会	大宮区堀の内町3-79-1	644-9400	大宮東
	東小第三児童保育の会	大宮区堀の内町3-145 大宮東小学校内	644-9400	大宮東
	もとの木児童保育	大宮区堀の内町3-236	783-2620	大宮東
	桜木げんごろう	大宮区桜木町4-328-1	645-6565	桜木
	桜木じゃりんこ	大宮区桜木町4-328-1	645-6185	桜木
	桜木ダンテライオン	大宮区桜木町4-921 1F	729-6264	桜木
	桜木はゆびさ	大宮区桜木町4-921 2F	788-3111	桜木
	大宮小あおぎりっ子にじ	大宮区大門町3-3 大宮小学校内	645-5234	大宮
	大宮小あおぎりっ子うみ	大宮区大門町3-3 大宮小学校内	645-5234	大宮
	大宮小あおぎりっ子そら	大宮区大門町3-3 大宮小学校内	645-5234	大宮
	大宮南なかよしキッズ	大宮区吉敷町3-95	643-2277	大宮南
	大宮南すまいるキッズ	大宮区浅間町2-60	782-7721	大宮南
	大宮南にじいろキッズ	大宮区吉敷町4-84-2 2F	783-5321	大宮南
	大宮南みらくるキッズ	大宮区吉敷町1-81-1 2F	871-6690	大宮南
	大宮南そらいろキッズ	大宮区北袋町1-190-13 2F	657-8171	大宮南
	大成バンド	大宮区大成町2-282 大成小学校内	652-8730	大成
	大成イルカ	大宮区大成町3-446-1 橋本ビル1F	653-2000	大成
	大成カモメ	大宮区大成町2-365-1 2F	668-3553	大成
	大成コアラ	大宮区大成町2-282 大成小学校内	778-7793	大成
	大成ツバメ	大宮区大成町2-365-1 3F	778-9115	大成
	大成クジラ	大宮区大成町3-492-7 東京産産第5ビル2F	657-8977	大成
	大宮北小たけのこクラブ	大宮区宮町3-119-3	643-1508	大宮北
	大宮北小まつのこクラブ	大宮区宮町3-125-1	782-8003	大宮北
	三橋小学児童保育の会あすなろクラブ	大宮区三橋2-95-5	642-8042	三橋
	三橋小学児童保育の会ハイキングクラブ	大宮区三橋2-90-1	641-9913	三橋
	三橋小学児童保育の会パレットクラブ	大宮区三橋2-55 ガレット21 103	642-3385	三橋
	キッズクラブみはし	大宮区三橋2-606	778-9760	三橋
	上小第一児童保育の会	大宮区上小町1370 マイシティ上小町II-105	647-8989	上小
	上小第二児童保育の会	大宮区上小町1336-1 シティハイム信栄108	778-7899	上小
	上小第三児童保育の会	大宮区上小町1107	783-4306	上小

民設放課後児童クラブ一覧

(令和5年8月1日現在)

【市外局番048】

区	クラブ名称	所在地	電話番号	小学校区
見沼区	片柳のぞみ	見沼区東新井244-1 片柳小学校内	686-9441	片柳
	片柳ひかり	見沼区東新井244-1 片柳小学校内	686-1702	片柳
	春岡小学児童保育の会	見沼区春岡2-35-15 ヘルハイム深作Ⅱ	686-1761	春岡
	春岡小第二児童保育の会	見沼区春岡2-27-18 カーサ・ティ・オンプレ104	607-9006	春岡
	春岡小第三児童保育の会	見沼区春岡2-32-14	716-1478	春岡
	のびる学童ひばり	見沼区深作3-26-4	677-4986	春野
	のびる学童つぐみ	見沼区深作3-31-6	627-3062	春野
	大谷第一児童保育所	見沼区蓮沼1726 AMIRYU1号室	685-4957	大谷
	大谷第二児童保育所	見沼区蓮沼1726 AMIRYU2号室	688-3233	大谷
	見沼小学児童保育の会どろんこクラブ(第1)	見沼区東大宮2-43-6	729-4324	見沼
	見沼小学児童保育の会どろんこクラブ(第2)	見沼区東大宮2-43-6	729-8199	見沼
	見沼小学児童保育の会どろんこクラブ(第3)	見沼区東大宮2-43-6	653-5999	見沼
	蓮沼小学児童保育の会つばさクラブ	見沼区蓮沼1025-3	685-5480	蓮沼
	蓮沼小学児童保育の会なないろクラブ	見沼区蓮沼1025-3	685-5480	蓮沼
	蓮沼小学児童保育の会あおぞらクラブ	見沼区風渡野373-5	687-7840	蓮沼
	キッズクラブはすぬま	見沼区風渡野328-7	720-8838	蓮沼
	キッズクラブふっこの	見沼区風渡野323-12	878-8711	蓮沼
	大砂土東小学児童保育の会松の子クラブ	見沼区大和田町2-1054-7	686-6949	大砂土東
	大砂土東小学児童保育の会松の子クラブ第2	見沼区堀崎町1716	686-6950	大砂土東
	大砂土東小学児童保育の会松の子クラブ第3	見沼区大和田町2-1054-7	686-6949	大砂土東
	やまばと学童クラブ	見沼区染谷2-243-2	689-2126	片柳
	見沼あかね学童クラブ	見沼区大和田町2-1358	090-1538-2989	大砂土東
	えびっこ	見沼区中川227-1-1	686-1510	海老沼
	しまっ子放課後児童クラブ	見沼区東大宮7-8-14	793-4799	島
	しまっ子第2放課後児童クラブ	見沼区東大宮6-20-5	795-4365	島
	しまっ子第3放課後児童クラブ	見沼区東大宮5-37-7 今野ビル2F	797-6343	島
中央区	すみれ放課後児童クラブ	中央区本町東5-17-25	855-5657	与野/幡
	円阿弥つくしんぼ	中央区円阿弥4-8-31	858-0140	与野西北
	シリウス	中央区鈴谷4-13-14-102	852-5910	鈴谷
	キッズクラブ中央大戸	中央区大戸6-11-18	711-5010	大戸
	キッズクラブよの本町	中央区本町東4-8-26	767-3988	与野本町
	新都心ジュピター	中央区上落合3-1-13	859-2113	上落合
	新都心マキュリー	中央区上落合2-5-34	711-2517	上落合
	新都心アース	中央区上落合2-9-2 ヘルカントビル201	711-6030	上落合
	友愛新都心放課後児童クラブ	中央区新都心4-9	601-1080	下落合
	友愛第2新都心放課後児童クラブ	中央区上落合1-5-7	853-6699	下落合
桜区	たんぼぼ	桜区大久保領家429-1	852-5077	大久保東
	西浦和さくらっ子	桜区田島6-2-24	865-6554	西浦和
	西浦和さくらっ子第2	桜区田島2-11-14	862-7751	西浦和
	田島げんきっ子	桜区田島10-12-1 田島小学校内	711-8311	田島
	カラフルきっず	桜区町谷2-15-12	789-6828	栄和
	アフタースクール ボボラー埼玉さくら園	桜区道場2-1-1 サクラディア アミューズコート1F	851-0022	栄和
	かたつむり学童クラブ栄和	桜区栄和2-12-12-101	716-7176	栄和
	かたつむり学童クラブ西堀	桜区西堀9-27-37 ビューハイム101・102	628-3129	中島
	第一みのり学童クラブ	桜区西堀7-23-5	837-7244	土合
	第二みのり学童クラブ	桜区西堀7-23-3-101	837-7244	土合
浦和区	あすなろ神田児童クラブ	桜区上大久保353-5	856-2125	神田
	聖徳学童くらぶ	桜区新聞2-17-13	865-3030	新聞
	常盤北児童クラブ	浦和区針ヶ谷4-2-12 常盤北小学校内	832-1115	常盤北
	太陽の家	浦和区岸町5-15-6	831-7678	岸町
	北浦和スターズ	浦和区北浦和2-7-4	762-8780	北浦和
	北浦和ドリームス	浦和区北浦和2-7-4	762-8707	北浦和
	北浦和レインボーズ	浦和区北浦和2-2-4	799-3015	北浦和
	鐘家サファイア	浦和区針ヶ谷2-10-4 3F	833-2308	針ヶ谷
	鐘家ルビー	浦和区針ヶ谷2-10-4 3F	833-2308	針ヶ谷
	はぶら学童クラブ	浦和区瀬ヶ崎4-32-5	881-5828	道祖土
	くすのき学童クラブ	浦和区瀬ヶ崎1-30-8	711-8373	道祖土
	さいたま児童クラブ愛さいど	浦和区瀬ヶ崎3-15-5	767-7212	道祖土
	みつば学童クラブ	浦和区大東3-20-7	711-3868	大東
	上木崎ユニコーン	浦和区上木崎2-2-13	711-4890	上木崎
	上木崎フェニックス	浦和区上木崎4-4-32	711-5727	上木崎
	上木崎グリフォン	浦和区上木崎5-6-18	789-7090	上木崎
	木崎ヘカサス	浦和区上木崎6-9-10	833-0990	木崎
	木崎スピカ	浦和区領家4-13-5	764-8122	木崎
	本太学童クラブ空	浦和区本太4-12-8 第5グリーンハウス101・102	885-9657	本太
	本太学童クラブ海	浦和区本太4-9-22	070-4225-3068	本太
	本太学童クラブ光	浦和区本太2-21-11 2F	080-2561-5458	本太
	本太学童クラブ里	浦和区本太2-21-11 1F	070-4480-6552	本太
	仲本キッズ・ハウス	浦和区本太2-12-2	882-8051	仲本
	仲本キッズ・ハウス2'nd	浦和区本太2-9-1-101	887-0033	仲本
	和楽キッズクラブ わかば	浦和区本太1-9-7	716-1398	仲本
	和楽キッズクラブ ふたば	浦和区本太1-9-5	816-3939	仲本
	らいおんきっず	浦和区東仲町9-6	711-3779	仲本
	らいおんきっず2	浦和区東仲町21-9	711-3779	仲本
	うらわ子供の家楽育	浦和区仲町2-15-9	822-8335	仲町
	なちょう子供の家楽育	浦和区常盤8-18-4 仲町小学校内	090-3801-5054	仲町
	のっぽら	中央区大戸1-34-17 1F	711-6270	仲町
	のっぽら第2	中央区大戸1-34-17 2F	711-3558	仲町
	友愛高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町4-21-12	833-7721	高砂
	友愛第2高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町7-1-7	832-1440	高砂
友愛第3高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町4-25-2	833-9493	高砂	
友愛第4高砂放課後児童クラブ	浦和区高砂2-6-15	822-0018	高砂	
友愛常盤放課後児童クラブ	浦和区常盤9-13-7	832-7845	常盤	
友愛第2常盤放課後児童クラブ	浦和区北浦和4-3-15	822-7711	常盤	
友愛第3常盤放課後児童クラブ	浦和区常盤9-19-9	822-5505	常盤	
友愛第4常盤放課後児童クラブ	浦和区北浦和4-3-11	833-3628	常盤	

民設放課後児童クラブ一覧

(令和5年8月1日現在)

【市外局番048】

区	クラブ名称	所在地	電話番号	小学校区
南区	学童保育南子どもの家	南区根岸1-19-13	864-7714	南浦和
	わくわく子供の家	南区白幡1-5-14 2F202	863-0320	南浦和
	わくわく子供の家第2	南区白幡1-5-14 1F	863-0320	南浦和
	辻わくわく子供の家	南区辻5-6-14 KSマンション辻南103	711-7780	辻
	辻わくわく子供の家第2	さいたま市南区辻5-6-14-105	711-6075	辻
	向ひまわり	南区大谷口5436-4	873-3981	向
	向ひまわり第2	南区大谷口5425	711-7664	向
	向ひまわり第3	南区大谷口5426	873-3981	向
	けやきホームズ学童クラブⅠ	南区鹿手袋7-13-3	710-6888	浦和大里
	けやきホームズ学童クラブⅡ	南区別所7-15-20	864-2850	浦和大里
	けやきホームズ学童クラブⅢ	南区別所7-15-20	864-2850	浦和大里
	ゆめの樹学童クラブ	南区鹿手袋5-5-12	711-4445	浦和大里
	ゆめの駅学童クラブ	南区鹿手袋3-15-2	711-5525	浦和大里
	ゆめの樹アカデミー学童クラブ	南区鹿手袋4-17-22	090-8051-5495	浦和大里
	ゆめの樹ベビー学童クラブ	南区鹿手袋5-5-12	080-7607-7930	浦和大里
	辻南小児童クラブ	南区辻8-7-32	839-0123	辻南
	辻南小第2児童クラブ	南区辻8-22-18 303・305	839-0122	辻南
	はる学童クラブ	南区曲本5-4-8 1F	839-5750	沼影
	はる第2学童クラブ	南区曲本5-4-8 2F	762-6269	沼影
	はる第3学童クラブ	南区曲本4-7-8	865-8430	沼影
	きっず&はる学童クラブ	南区沼影1-11-2 武蔵浦和sky&garden2F	789-6066	沼影
	キッズスクール8(エイト)	南区白幡5-1-28-303	767-7618	浦和別所
	かたつむり学童クラブ文蔵	南区文蔵3-35-17 ITヒルズ1F	717-5606	文蔵
	かたつむり学童クラブ文蔵Ⅱ	南区文蔵3-35-6 ウィステリアメゾン1F	711-5265	文蔵
	かたつむり学童クラブ文蔵Ⅲ	南区文蔵3-35-6 ウィステリアメゾン2F	762-3566	文蔵
	友愛南浦和東放課後児童クラブ	南区南浦和2-40-10	881-7750	大谷場東
	友愛第2南浦和東放課後児童クラブ	南区南浦和2-28-16	885-3131	大谷場
	友愛第3南浦和東放課後児童クラブ	南区南浦和2-18-12	711-1108	大谷場
	友愛第4南浦和東放課後児童クラブ	南区南浦和2-11-16	885-8800	大谷場・大谷場東
	善前かえでクラブ	南区太田窪2367 1F	762-3326	善前
	善前すみれクラブ	南区太田窪2367 2F	755-9181	谷田
	善前さんもくせい	南区太田窪2738	884-5051	善前
	友愛原山東放課後児童クラブ	南区広ヶ谷戸388-5	887-5757	大谷口
緑区	尾間木学童クラブゆずりは	緑区東浦和8-20-20 2F	874-3488	尾間木
	尾間木学童クラブなのはな	緑区東浦和8-2-25 1F	875-3336	尾間木
	尾間木学童クラブこすもす	緑区東浦和8-2-25 2F	874-1550	尾間木
	尾間木学童クラブすずらん	緑区東浦和8-11-5 尾間木小学校校舎内	070-3974-5526	尾間木
	かたつむり学童クラブ大牧	緑区東浦和6-16-3	717-1624	大牧
	キッズクラブ・浦和大門	緑区大字大門838-1	749-1588	大門
	三室あおぞら	緑区三室1498-1	873-7442	三室
	見沼学童クラブ	緑区芝原2-15-8	874-3252	芝原
	見沼第二学童クラブ	緑区芝原2-15-8	874-3252	芝原
	鳥海学園放課後児童クラブ	緑区大間木3-39-8	873-6171	芝原
	友愛原山放課後児童クラブ	緑区太田窪3-7-16	887-9110	原山
	友愛第2原山放課後児童クラブ	緑区太田窪3-7-16	885-8880	原山
	松木学童	緑区三室1829-15	810-5237	三室
	中尾学童クラブ	緑区中尾1403-1	874-1614	中尾
	美園放課後児童クラブ	緑区美園5-33	878-5659	美園
	美園第二放課後児童クラブ	緑区美園5-23-15	711-8940	美園
	あいう園美園放課後児童クラブ	緑区美園5-49-15	878-0606	美園
	あいう園ひらみ放課後児童クラブ	緑区美園5-49-13	789-7293	美園
	あいう園いろは放課後児童クラブ	緑区美園2-15-6	764-8282	美園北
	あいう園いろは第二放課後児童クラブ	緑区美園2-15-6	826-6068	美園北
	キッズクラブみその	緑区美園5-34-2	799-3933	美園
	キッズクラブ浦和みその北	緑区美園2-13-2	878-5500	美園北
	キッズクラブ浦和みその北第2	緑区美園2-13-2	711-6138	美園北
キッズクラブ浦和みその北第3	緑区美園4-6-14	782-4966	美園北	
美園北放課後児童クラブ第1	緑区美園2-12-11 美園北小学校内	799-3838	美園北	
美園北放課後児童クラブ第2	緑区美園2-12-11 美園北小学校内	799-3838	美園北	
岩槻区	川通	岩槻区大野島485-3	799-0851	川通
	河合小児童クラブ	岩槻区平林寺371-4	758-3821	河合
	あすなる太田児童クラブ	岩槻区仲町1-5-7 2F	758-3641	太田
	あすなる太田第2児童クラブ	岩槻区仲町1-5-7 1F	758-3640	太田
	キッズクラブいわつき西	岩槻区西原2-15	795-6188	西原
	キッズクラブいわつき西シエル	岩槻区西町3-2-8	812-7111	西原
	キッズクラブいわつき北	岩槻区西町4-1-1 小島ビル201	812-7900	城北
	キッズクラブいわつき東	岩槻区東岩槻2-2-17 吉岡ビルB201	795-8666	上里
	さいたま児童クラブ愛いわつき	岩槻区愛宕町4-18 アライビル1F	758-6118	岩槻
東武学童クラブ	岩槻区真福寺1464-1	872-6365	城南	

## ○ 申込み・問い合わせ先

各区支援課児童福祉係

【市外局番048】

区役所	所在地	電話番号	FAX番号
西 区	〒331-8587 西区西大宮 3-4-2	620-2661	620-2766
北 区	〒331-8586 北区宮原町 1-852-1	669-6061	669-6166
大宮区	〒330-8501 大宮区吉敷町 1-124-1	646-3061	646-3166
見沼区	〒337-8586 見沼区堀崎町 12-36	681-6061	681-6166
中央区	〒338-8686 中央区下落合 5-7-10	840-6061	840-6166
桜 区	〒338-8586 桜区道場 4-3-1	856-6171	856-6276
浦和区	〒330-9586 浦和区常盤 6-4-4	829-6139	829-6239
南 区	〒336-8586 南区別所 7-20-1 (サウスピア5階)	844-7171	844-7276
緑 区	〒336-8587 緑区中尾 975-1	712-1171	712-1276
岩槻区	〒339-8585 岩槻区本町 3-2-5 (ワッツ東館3階)	790-0162	790-0266

◎さいたま市ホームページでは、公設放課後児童クラブの申込みに必要な書類をダウンロードすることができます。

<https://www.city.saitama.jp/003/001/013/p098190.html>



◎民設放課後児童クラブの申込方法、料金等については、各民設放課後児童クラブに直接お問い合わせください。

本入室案内作成後、クラブの追加や移転等の可能性がありますので、最新の状況については、さいたま市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008426.html>

※この入室案内は16,900部作成し、1部当たりの印刷経費は39円です。